

(別添1)

事業評価の結果（共通項目）

福祉サービス種別 保育園
事業所名（施設名）

箕輪町立沢保育園

第三者評価の判断基準
長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ■ 2 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ■ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 ■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 □ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。 	○理念と基本方針は箕輪町の子ども計画をはじめとする行政のホームページや入園のしおり、ランドデザインなどに記載されており、保護者にも周知をしています。 ○箕輪町が目指している保育園の姿として、理念・基本方針が明記されています。理念には「子ども一人ひとりを大切に、保護者や地域に愛される保育園を目指す」とあり、保育園の目的、地域における存在意義、使命や役割などを明確にしています。園では理念を基に目標を策定し、職員に周知したうえで園の保育計画や事業計画に反映させています。 ○基本方針は職員の保育に対する意識づけや保育への姿勢につながるよう、園では毎年度当初の読み合わせとともに、園内研修や職員会等で基本に立ち返る取組をし、保育の質の向上につなげています。 ○保護者アンケートの結果からは、やや周知不足が伺えました。
	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。 ■ 9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。 ■ 10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。 ■ 11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。 	○箕輪町の子ども・子育て支援事業計画（第2期版）や箕輪町子ども計画（R6.5月～）において町の動向、子どもの数の推移などを長期的な視野で把握、分析をしています。 ○町では、子ども計画策定にあたって各種アンケート調査、及びヒアリング調査を実施しました。地域の状況を把握し、課題を明らかにしています。そのうえで、子どもや若者とともに社会をつくるという認識のもと、国の子ども大綱を基本に、誰もが安心して意見を述べる場や社会づくりへの参画の場を保障しています。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a)	<p>■ 12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</p> <p>■ 13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。</p> <p>■ 14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。</p> <p>■ 15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。</p>	<p>○町では、定期的な調査等により、子どもを取り巻く現状と課題を明らかにして、保育ニーズへの対応や保育施設、人員確保などを計画的に進めています。</p> <p>○園長は町の担当課からの情報や課題について園長会などで共有しています。</p> <p>○園長会などでの情報は職員会で職員に周知していません。職員と共有する情報は、保育や日々の取組に生かされています。</p>
	策3 定事業 計画の	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a)	<p>■ 16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。</p> <p>■ 17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。</p> <p>■ 18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p> <p>■ 19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。</p>	<p>○町では地域の現状を定期的に把握し、社会全体の情勢も視野に入れて、子ども・子育て支援事業計画を作成しています。計画の中では行政の役割や数値目標も明らかに示されており、中・長期的に評価見直しを行っています。また、支援計画実現に向けた取組として、収支計画も策定され、財務計画分析とともに保育園の建替え計画などを明確にしています。</p> <p>○園では、町で明確にされた目標に対し、保育内容や職員体制などの課題解決に向けた中・長期計画を策定しています。</p>
② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。			a)	<p>■ 20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。</p> <p>■ 21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。</p> <p>■ 22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。</p> <p>■ 23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>	<p>○園では、中・長期計画を踏まえて事業計画や保育内容に反映させています。年齢別の目標や保育内容のほか、環境管理、安全管理、保護者支援や地域との関わり、また研修計画や自己評価なども記載されて、多角的な観点からの計画が策定されていました。</p> <p>○子どもの発達を見通した年間・期・月案の長期的な計画と、より具体的な子どもの生活に沿った週・日案などの短期的な指導計画を作成しています。</p>	
(2) 事業計画が適切に策定されている。		① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a)	<p>■ 24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p>■ 25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p>■ 26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。</p> <p>■ 27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p> <p>■ 28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。</p>	<p>○事業計画は、職員会や園内研修などで子どもの実態や状況の変化などを把握、情報を共有しながら計画に反映させています。</p> <p>○保育の実施記録を振り返り、日々、週、月、期ごとの評価反省を行っています。また、年度末には次年度に向けて全体的な評価の見直しを行い、職員の意見を集約したうえで計画を策定しています。</p> <p>○新年度の始まりには、全職員参加の職員会において、理念や基本方針、園の目標を再確認したうえで、事業計画を読み合わせています。</p>	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。 ■ 30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。 ■ 31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。 ■ 32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。 	○町の広報誌やホームページには各園の紹介が記載されています。町が目指す保育の内容とともに各保育園の行事などもわかるよう発信しています。 ○園では、年度初めの保護者総会で園のランドデザイン、入園のしおりや園だより、行事計画表をもとに年間の計画をわかりやすく説明しています。 ○年間を通して保護者の協力や参加をお願いする事業については、その都度詳細な説明を行い保護者への周知に努めています。
	的4な福祉取組サービスの質の向上への組織的・計画	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。 ■ 34 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。 ■ 35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。 ■ 36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。 	○全体的な計画に基づいて、年間・月間指導計画を定期的に自己評価し、職員会議や園内研修で振り返りながら次期の計画に反映させています。PDCAサイクルに基づいて、保育の質の向上につなげる取組を実施しています。 ○第三者評価は当園としては2回目の受審です。箕輪町では第三者評価を積極的に受審し、保育の質の向上に努めています。
			② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。 ■ 38 職員間で課題の共有化が図られている。 ■ 39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 ■ 40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。 ■ 41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。 	○事業計画は園内研修棟で検討・評価しています。評価結果は記録として残され、職員間で共有されるとともに、随時確認できるようになっています。 ○事業計画の検討・評価を通して明確になった課題については、職員会等で継続して検討し、次の策定に活かしています。
営Ⅱ管組織の運	プ1管理者の責任とリーダーシッ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 42 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。 ■ 43 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。 □ 44 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。 ■ 45 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。 	○職務分担表が作成されています。園長の役割や責任について明文化され、園長は常に見返すことで自身の役割と責任について確認するとともに、職員への周知を図っています。 ○危機発生時など、有事の際の役割と責任についても防災組織体制に明文化されており、方が一の際に園長や職員がどのような役割を担うかが明確になっています。園長不在時は主任保育士が代行することも明記されています。 ○役割の表明はされていると思いますが、職員にはやや周知不足が感じられます。せつかくの表明が園全体にいきわたるよう確認の機会や明確な文書化（一覧表の掲示など）を期待します。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 46 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。 ■ 47 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。 ■ 48 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。 ■ 49 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。 	<p>○園長は、町が主催する研修や園長会などを通して、遵守すべき法令等の理解に努めています。</p> <p>○園長は、法令や倫理を正しく理解して、園内の会議で職員にも周知徹底しています。また、外部研修は園長だけではなく、職員にも参加の機会を提供しています。</p> <p>○箕輪町では、職員に対し年度当初に守秘義務等に関わる誓約書を提出してもらい、全職員の法令遵守に努めています。</p> <p>○園では社会的なルールや倫理も理解し、子どもたちとともに身近な取組（環境への配慮、資源回収やごみの分別など）を進めていました。</p>
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。 ■ 51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。 ■ 52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 ■ 53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。 ■ 54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。 	<p>○園長は、日々の保育や実施記録などから、保育が指導計画に沿って適切に行われているか、課題は何かなどを把握し評価しています。</p> <p>○園長は、園内研修やケース会議及び検討会などを通じて、職員に対し保育に取り組む姿勢を伝えています。特別に配慮が必要な子どもの対応を一緒に考えるなど、育成指導も行っています。職員の意見も十分に引き出しながら、学び合う機会を大切にしています。</p> <p>○町が主催する研修や外部研修には、個々に適した職員が受講できるよう配慮し、その研修内容を他の職員に伝えることで、園全体の質の向上につなげています。</p>
			② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。 ■ 56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。 ■ 57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。 ■ 58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 	<p>○園長は人事や労務、財務などについて町の担当課と連携しながら、業務の実効性の向上に向けて人員配置、職員の働きやすい環境整備などに取り組んでいます。</p> <p>○園長は、職員と丁寧に向き合い、意向調査や異動の希望、今後の予定、現状についての気持ちなどの聞き取りをしています。</p> <p>○園長は、クラス運営が円滑に進められるよう、主任保育士と連携して人的な適正配置に努めています。期待する職員像にも触れながら、園内組織を具体的に形成できるよう、主任保育士を中心としたとした各担当を決めて、保育目標の実現に向けた取組を行っています。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
保2・福祉人材の確		(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。 ■ 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。 ■ 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。 ■ 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。 	<p>○町の保育園職員配置基準に基づいて職員を配置しています。町では専門機関等（町の臨床心理士・言語聴覚士・保健師・管理栄養士など）と連携し、巡回相談など園児の健康管理及び食育の充実を図る仕組みづくりをしています。</p> <p>○職員育成については、人材育成計画により、研修を実施しています。町のステップアップ研修や階層研修を活用しています。</p> <p>○町ではフリー主任や統括主任を配置するほか、保育補助員も採用して保育体制の充実を図っています。</p>
			② 総合的な人事管理が行われている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。 ■ 64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。 ■ 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。 ■ 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。 ■ 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。 □ 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。 	<p>○箕輪町職員としての就業規則内に、職員の守るべき服務規律、倫理規律が定められています。公立保育園においても倫理要綱に基づき、保育士としての心構えを明記して、年度当初の読み合わせや、日常の中でも必要に応じて確認などを行い職員に周知しています。</p> <p>○町では人事基準を定めています。園長は人事基準に基づき、職員との面談を行い、業務評価シートにおいて業績評価、能力評価を行っています。</p> <p>○職員の処遇水準については、行政が管理しています。公立園の特性を踏まえながら、地域性や職種性を考慮したうえで管理・改善しています。</p> <p>○どんな雇用形態の職員であっても、将来像を明確にして、成長意欲を高められる仕組みづくりを期待します。</p>
		(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。 ■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。 ■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。 ■ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。 ■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。 ■ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。 ■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。 	<p>○園長は町の担当課と連携を取りながら、職員一人ひとりと丁寧な面談を行い、家庭状況を把握するなど職員のワーク・ライフ・バランスにできる限り配慮して労務管理を行っています。</p> <p>○園長は、有給取得率、時間外労働時間数などを管理して、適正な改善に努めていました。</p> <p>○職員の悩み事相談などは支障がない限り園長が窓口になっていますが、町では全職員を対象にした健康診断、メンタルヘルスチェックが実施されており、メンタル管理も適正に行われています。産業カウンセラーによるセルフケア研修会も開催されており、誰でも受講することができます。</p> <p>○保育園現場の人員不足は全国的な課題ですが、箕輪町では、職員が働きやすい体制を整えるために、保育補助の制度を活用したり、代替職員を確保するなどの取組をしています。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。 	<p>○箕輪町は「全国保育士会倫理綱領」に加え、「保育士としての心構え」を提示しています。</p> <p>○園長は、定期的な職員面談で、一人ひとりの目標設定や自己評価が適正であるか、進捗状況はどうか、などを確認したり、相談にのったり助言をしています。同時に（木）「保育園職員自己評価表」で、設定した目標が達成できるよう支援をしています。</p> <p>○園長は非常勤職員を対象に、働き方や目標設定、振り返りを話し合っています。また、非常勤職員の希望を聞いて園内研修の参加を促進しています。</p>
			② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> 82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。 83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。 84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。 85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。 86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。 	<p>○期待される職員像や専門知識・技術等に沿って研修会が実施されています。階級別研修や新任・中堅職員、専門知識、医療分野など多くの研修が計画されています。</p> <p>○研修会参加職員は、園内研修や職員会議で報告するとともに、報告書を作成・回覧し、非常勤職員も閲覧できるようにしています。</p> <p>○研修会はその都度反省や評価を行い、年度末には、担当課と相談しながら全体的な評価と見直しが行われています。各園の職員の意見を参考にしながら、園長会や各専門分野担当者会議などで、次年度どのような研修を行うかを検討しています。</p>
			③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> 87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。 88 新職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。 89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。 90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。 91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。 	<p>○園長は、保育現場に入るとともに職員の自己評価、職員面談等から、職員の知識・技術水準・専門資格の取得状況を把握しています。</p> <p>○新採用職員には、保育をしながら自然な形でのOJTが実施できるよう人員配置をしています。また、園内研修では、保育の初歩的な指導やマニュアルの説明等に配慮した指導を適切に行っています。</p> <p>○園長は、非常勤職員を含めた職員一人ひとりが研修の機会を確保できるよう努めています。研修には、保育ニーズや支援の多様化を踏まえ、内部・外部研修やテーマなどを整理して、計画的に参加できるよう取り組んでいます。</p> <p>今年度は主任保育士研修、部下育成研修、やまほいく研修、未満児研修、障がい児研修、新規採用職員研修等に参加しました。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
		(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	①	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。 ■ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。 ■ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。 □ 95 指導者に対する研修を実施している。 ■ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。 	<p>○実習生の受入れマニュアルが整備されており、次期世代の専門職を育てることや、実習生の受入れをよい機会として、自分たちも育つ場にしようとする取組がありました。</p> <p>○実習担当者が事前にオリエンテーションを行い、実習生や実習校とのすり合わせを行っています。実習中は実りある実習ができるよう配慮しています。実習中の学校側訪問時には情報を共有し、助言や指導を行っています。</p> <p>○実習指導内容の研修を実施し、職員全員が実習生の受入れについて目的を共有することが求められます。実習生評価の基準をさらに明確にして、担当者による評価の違いや不利益が生じないよう、受入れ手順とともに、より具体的な育成マニュアルの整備が期待されます。</p>
	3 運営の透明性の確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。 ■ 98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。 ■ 99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。 ■ 100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。 ■ 101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。 	<p>○町や園の理念・基本方針、保育内容、事業計画・報告などは、子育て支援事業計画やホームページ、広報誌、園の案内などに掲載されています。事業計画・事業報告の予算や決算情報は町の子ども・子育て支援事業計画、町の例規集等にも掲載され、誰でも閲覧できます。</p> <p>○第三者評価の受審結果は県のホームページに掲載されています。今回の受審結果も掲載される予定です。</p> <p>○園長は、地域の連携会議等に積極的に参加して情報共有を図り、園の様子を伝えています。</p> <p>○箕輪町では「みのわの実」という広報誌で保育園の活動の様子を定期的に掲載し、カラー写真を用いたり子どもたちのつぶやきも紹介して、子どもたちが楽しく活動する様子を紹介しています。</p>
			② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 102 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。 ■ 103 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている ■ 104 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。 ■ 105 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。 	<p>○園の事務、経理及び取引は、町が定めたルールに基づき、園長が公正に行っています。内部や県の指導監査、会計監査、保健所や消防署の立ち入り検査、及び文書の管理などを実施して確認を受けています。結果は職員に周知し、必要な改善を速やかに行っています。</p> <p>○箕輪町では第三者評価を定期的に受審しています。保育の内容や質の向上について外部の視点を大切にするとともに気付いた点は職員で話し合い、改善に取り組んでいます。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 106 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 ■ 107 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。 ■ 108 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 ■ 109 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。 ■ 110 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。 	<p>○箕輪町こども計画「こどもまんなかまちづくりに向けて」の章で、地域での取組の方向性を明記しています。</p> <p>○園では、町の方針に沿って全体的な保育計画の中でも地域との関わりをあげて、積極的に交流をしています。園が地域に開かれた社会資源となるよう、地域の様々な人や場所、機関との連携をしていかれるよう取り組んでいます。</p> <p>○定期的に未就園児への園開放を実施するとともに、地域行事への参加を行っています。地域の方との交流や子育て支援を通じて、子ども達が地域を知るよい機会として生かしています。</p> <p>○県知事との座談会、アイボ受入れ式、公民館活動の提供、長寿クラブ施設見学、園開放などを行いました。</p>
			② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 111 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。 ■ 112 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。 ■ 113 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。 □ 114 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。 ■ 115 学校教育への協力を行っている。 	<p>○ボランティア受入れマニュアルに、受入れに関する基本方針と基本姿勢を明文化し、職員会議等で職員にも周知しています。職場体験や体験学習を積極的に受け入れて学校教育への協力を努めています。園長や主任保育士が事前にオリエンテーションを行い、子どもとの関わり方を伝え、振り返りも行われています。</p> <p>○ボランティア参加者は保育の専門職ではないことを踏まえて、受入れの際には、どの職員が受入れにあたっても安心・安全な支援ができることが必要です。このため、配慮が必要な子どもや保護者への説明の方法や対応、思いがけないトラブルや事故に関わる対処と対応なども明記したマニュアルも必要です。また、受入れの基本方針を職員に周知徹底することも期待します。</p>
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 116 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 ■ 117 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 ■ 118 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 ■ 119 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 ■ 120 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。 ■ 121 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。 	<p>○箕輪町では町の事業計画、ホームページで、子育て支援のためのサービスや機関、団体等を記載して幅広く利用できるようにしています。</p> <p>○園でも関係機関や団体の連絡先をリストアップしています。職員にも年度初めの職員会や回覧などで周知し、対応ができるようにしています。</p> <p>○関係機関には「箕輪町子育て支援ネットワーク協議会」を中心に要保護児童への支援、虐待防止への対応を行っています。「子育て支援センターいろはぼけっと」上伊那医療生協病院内病児保育室「いちごハウス」伊那中央病院内「あるぷす」、こども発達支援事業所「若草園」などがあります。</p> <p>○虐待が疑われる子どもがいる場合には、担当課や児童相談所などの関係機関と連携をとり、改善に向けて速やかに対応しています。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
		(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 122 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。 ■ 123 （保育所） 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 ■ 124 （保育所） 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。 	<p>○園では、職員間で共通認識をもち、園開放や園見学の際に保護者が気軽に相談できるような雰囲気づくりに努めています。参加保護者との会話の中からも、地域の福祉ニーズが把握できるよう、丁寧に対応しています。</p> <p>○園長や主任保育士を中心に、職員は地域に向けて保育園の活動や機能をわかりやすく説明しています。また、園の専門性を生かした子育て相談、育児相談、発達相談を随時受け、電話での問い合わせにも丁寧に対応することで、保育園が地域にとって身近で頼れる存在であることを発信しています。</p>
			② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 125 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動（地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等）を実施している。 ■ 126 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。 ■ 127 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。 ■ 128 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。 ■ 129 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。 	<p>○園は、地域の子育て支援ニーズに基づき、地域のお年寄りとの交流事業や未就園児への園開放と交流、地域の子育てサークルの受入れ、育児相談、一時預かり保育、障がい児保育、病児・病後児保育など、様々な特別保育を実施しています。また、区や町の文化祭への出品や参加、地域小学校・中学校との交流などを行っています。これらの交流事業は年間予定表に記載し、活動状況を園日よりや事業報告書に記載しています。</p> <p>○園は関係機関と連携を取り合い、町の防災訓練の実施など災害時の協力体制を整えています。地域住民の避難時の安全のための備えとして、避難施設としての提供のほか、トイレや授乳場所の提供、備蓄品の提供などにも備えています。</p>
実Ⅲ 施適 切な 福祉 サー ビス の	ビ1 ス利 用者 本位 の福 祉サ ー	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 130 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 131 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 132 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。 ■ 133 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。 ■ 134 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。 ■ 135 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。 ■ 136 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。 ■ 137 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。 	<p>○子どもを尊重した保育の実施については、町の理念、園の保育理念、方針に明記されています。年度当初の職員会での読み合わせとともに研修会などで確認し合い、職員間での周知徹底、共通理解が図られています。</p> <p>○保育計画には子どもを尊重する姿勢について明記しています。そのうえで、個別指導計画や支援計画立案の際には、保護者や個々の子どもを尊重した内容になるよう、専門機関のアドバイスを受けながら丁寧に計画しています。</p> <p>○町の子ども計画の中には、多文化共生社会の実現について掲載されています。外国籍の子どもについては、文化や生活習慣の違いを保護者から聞き取り、丁寧に対応するとともに、子どもたちの学びの場とすると明記しています。保育園においても人権尊重を基本方針の一つに掲げて、外国籍にとどまらず様々な文化や習慣、考え方の違いを知り、互いを尊重する心を育む取組をしています。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 138 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。 ■ 139 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。 ■ 140 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。 ■ 141 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。 	<p>○町の主催により、公務員としての倫理要項、プライバシー保護の研修が開催されています。職員は研修で個人情報管理規程で、基本的な知識や姿勢を学んでいます。誓約書の提出も義務付けられ、情報管理の徹底が図られています。</p> <p>○年度当初には全職員でプライバシー保護に関する情報の取扱いについて確認し合い、職員は情報の取扱いなど、子どもや保護者のプライバシー保護について理解をしています。</p> <p>○子どもの写真の取扱いについて、入園前説明会で保護者に説明して、園からの情報発信での利用については同意書をいただいています。</p>
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 142 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 ■ 143 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 ■ 144 保育所の利用希望者については、個別にいい説明を実施している。 ■ 145 見学等の希望に対応している。 ■ 146 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。 	<p>○箕輪町のホームページや広報、園ごとの入園のしおりなどに理念や基本方針、保育園の詳細な情報(所在地や連絡先、定員の他、特色や保育時間、外観、施設概要など)をわかりやすく記載しています。</p> <p>○園の見学希望者には随時対応しています。個別に子育て相談にも応じており、園長・主任保育士が対応しています。</p> <p>○入園を希望する場合は、しおりやパンフレットなどを用いてより具体的な情報提供を行い、保護者にとってわかりやすい情報となるよう心掛けています。</p> <p>○ホームページの内容やパンフレット、入園のしおりは担当課と相談しながら各園の意見を集約し、園長会や主任保育士会などで毎年見直しをしています。</p>
			② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 147 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。 ■ 148 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。 ■ 149 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。 ■ 150 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 ■ 151 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。 	<p>○入園希望者には保育時間や延長保育利用方法など丁寧にわかりやすく説明し、保護者の意向に配慮しています。</p> <p>○入園に際しては、入園前説明会を実施しています。しおりを用いて入園までの流れや準備品の説明をしています。準備品の説明では、図入りの資料を見ながら、用意する物の実物を見てもらうなど保護者が理解しやすいようにしています。</p>
			③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 152 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。 ■ 153 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 ■ 154 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。 	<p>○町の担当課や変更先の園と連携し、保育や支援が継続して行われるよう配慮しています。園を変更する場合の手順や文書は「引き継ぎ書」として町で定められています。</p> <p>○卒園後の保護者に対しても、園に相談があれば丁寧に対応しています。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
		(3) 利用者満足の上昇に努めている。	① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 155 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。 <input type="checkbox"/> 156 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 157 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 158 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。 <input checked="" type="checkbox"/> 159 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 160 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。 	<p>○職員は日々の保育の中で、子どもたちの表情や仕草、言葉、子ども同士が関わる姿などをよく観察しています。また、保育の振り返りや評価過程でも、子どもの満足度を把握するよう努めています。</p> <p>○園長や保育主任が保護者会に参加しています。他にも、定期的または必要に応じた個人面談や懇談会、保育参観や保育参加等で、利用者満足度や園への要望などを把握しています。収集・把握した要望や保護者の意見は、職員会議で話し合っています。緊急性がある場合は朝会や口頭、回覧などで迅速に周知しています。</p> <p>○保護者アンケートからは園への感謝の気持ちが伝えられていましたが、その上で、保護者の満足度や要望、意見を定期的に聞く仕組みの工夫を期待します。行事等の感想だけではなく、より多くの声を把握できるように。</p>
		(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b)	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 161 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 162 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。 <input type="checkbox"/> 163 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 164 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。 <input checked="" type="checkbox"/> 165 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。 <input checked="" type="checkbox"/> 166 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。 <input checked="" type="checkbox"/> 167 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 	<p>○苦情解決の体制では、相談・苦情受付担当者を主任保育士とし、苦情解決責任者は園長としています。そのほかに、外部の第三者委員2名を置いています。</p> <p>○申し出があった内容については必ず返事をするように取り決めてあります。内容によって、受け付けた職員が即答するのではなく、園に持ち帰っての返答も大切にしています。その旨を保護者に伝えて、必ず返答をしています。</p> <p>○苦情の内容と対応策は、プライバシーに配慮したうえで公表しています。全職員に朝会や職員会議で共有しています。</p> <p>○苦情という内容でなくても、保護者が不都合に感じていることや心配な事はないか、また提案なども含めて、保護者の声を聞く仕組みがあることで、職員が日頃気づかないことを知ったり、新しい視点で園の状況を把握したりできると思います。無記名も含めた保護者の声の申し出体制を整えることを期待します。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b)	<p>■ 168 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</p> <p>□ 169 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</p> <p>■ 170 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</p>	<p>○保護者の相談にあたっては、外部から見えない場所を用意するなど、落ち着いた面談できるよう配慮しています。</p> <p>○園内には「苦情受付担当者、苦情解決担当者」が、園外には「第三者委員」が設けられていることを説明と掲示で保護者に周知することが求められます。</p>
			③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b)	<p>■ 171 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p>□ 172 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p>□ 173 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</p> <p>■ 174 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>■ 175 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p> <p>■ 176 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</p>	<p>○園長や職員は、子どもの送迎時には保護者に声をかけ、安心して保育園を利用できるような対応を心がけています。日頃からの会話で子どもの成長を喜び合う気持ちを共有し、信頼関係を築くようにしています。</p> <p>○日頃の会話や連絡長などから、個別相談が望ましいなどの判断をした場合は、園長と相談し、一人ひとりの保護者の状況を踏まえたうえで、別室に移動して話を聞いたり、別の日に時間を設けています。</p> <p>○相談や意見を受けた時は、職員会議等を迅速に開いて、職員間で課題を共有しながら改善策を検討、今後の保育に反映できるように努めています</p> <p>○意見箱の設置や行事の際の感想・意見用紙の配布、年度末の保護者アンケートなど、より多くの保護者の意見が聞けるような取組が期待されます。</p>
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a)	<p>■ 177 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</p> <p>■ 178 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。</p> <p>■ 179 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</p> <p>■ 180 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</p> <p>■ 181 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</p> <p>■ 182 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</p>	<p>○事故防止・事故対応マニュアル、救急対応マニュアルがあり、職員に周知されています。リスクマネジメントに関する責任者は園長とし、園長を中心に職員一体となって安全管理に努めています。</p> <p>○事故状況や事故対応、処置について事故報告書に記録し、職員会議で分析・検討して再発防止に努めています。</p> <p>○ヒヤリハット事例は毎日朝会で報告したうえで、職員会や園内研修で分析・検討を行い、ファイリングして事故防止、安全確保に努めています。</p> <p>○嘔吐処理、アレルギー対応、救急対応、怪我対応などの研修を、関係機関や専門家の下で定期的に行っています。</p> <p>○園内の遊具や室内、戸外の安全管理のため、毎月「安全点検チェックリスト」で点検を行っています。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 183 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ■ 184 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。 ■ 185 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ■ 186 感染症の予防策が適切に講じられている。 ■ 187 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。 ■ 188 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。 ■ 189 保護者への情報提供が適切になされている。 	<p>○感染症対策の責任者は園長と定めています。感染症マニュアルを作成して、職員に予防対策や発生時の対応を明示し、周知徹底しています。</p> <p>○毎年、園内で嘔吐処理の研修を行い、手順書等を共有しています。感染症の予防策として、手洗い方法をイラストで分かりやすく掲示し、子どもが手洗いの習慣を身につけられるよう取り組んでいます。</p> <p>○感染症が発生した場合は、当該家庭のプライバシーに配慮したうえで、感染拡大予防のために、感染症発症状況を保護者に知らせています。</p> <p>○感染症についての対応マニュアルは入園のしおりにも明記され、保護者と共有しています。マニュアルは箕輪町保育園共通のものとなっており、担当課とともに専門家のアドバイスを、定期的に見直しを行うことになっています。見直し結果を次期のマニュアルに活かしています。</p>
			③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 190 災害時の対応体制が決められている。 ■ 191 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。 ■ 192 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ■ 193 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 ■ 194 防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。 	<p>○災害時の対応マニュアルがあり、災害時の対応体制を整備しています。職員の役割や行動基準も明記して毎月1回、避難訓練を実施しています。防災計画、避難訓練計画が整備され、消防署の指導の下、通報訓練や初期消火などの訓練もしています。</p> <p>○園舎は平成29年の新築建替えの際に、耐震工事を行い新耐震基準値に適合しています。</p> <p>○備蓄品は乾パンなどの非常食、水などを用意して、給食室で管理しています。アレルギー児への準備もあります。</p> <p>○地元の関係機関とは常に連携できるよう、定期的に連絡や確認をしています。</p>
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 195 標準的な実施方法が適切に文書化されている。 ■ 196 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。 ■ 197 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 ■ 198 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。 ■ 199 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。 	<p>○ランドデザインには保育理念・方針を実現するための園目標、重点活動が明記され、さらに保育の全体的な計画において年齢別の目標や指導計画が作成されています。計画には人権尊重や情報保護等についても明記されています。</p> <p>○園内研修や保育実施記録の振り返り、指導計画の見直しの機会には、標準的な保育が行われているか確認をしています。園長や保育主任も記録を確認し適切なアドバイスや助言をしています。</p> <p>○保育は、園の特色を活かしたり個々の子どもの個性に対応して実施されるよう意識統一しています。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 200 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。 ■ 201 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。 ■ 202 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。 ■ 203 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。 	<p>○主任保育士を中心に、定期的に保育の実施方法について検討をしています。検討は日々、週、月、期ごとに行われ、年度末には全体的な見直しを行っています。評価・反省を踏まえて目標や実施した保育、環境設定などが適切であったかを検証し、見直しの結果を次期の保育計画に生かしています。</p> <p>○園長や職員は、日々の連絡帳や送迎時の会話、必要に応じた個人面談から保護者の要望を把握し、保育計画、個別計画に反映するよう取り組んでいます。</p>
		(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 204 指導計画作成の責任者を設置している。 ■ 205 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 ■ 206 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 ■ 207 (保育所) 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。 ■ 208 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。 ■ 209 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 ■ 210 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。 ■ 211 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。 	<p>○指導計画作成責任者は主任保育士です。</p> <p>○入園に際しては、子どもの心身の状況や生活状況を箕輪町所定の調査票（児童台帳や家庭の調べ）などを用いて把握しています。把握した内容に基づき、個別面談や栄養士等を交えた相談をしています。把握した状況や面談結果は、職員で共有し、保育に活かしています。</p> <p>○入園後の子どもの発達状況については、全体的な計画を踏まえ、指導計画を作成しています。1、2歳児と配慮が必要な子どもは、保護者の意向も取り入れながら、必要な支援ができるよう、個別の指導計画を作成しています。</p> <p>○保育の実施記録は週ごと、月・期ごと、年度末に見直しを行い、目標の設定、子どもの姿や保育士の支援の振り返りをしています。評価の結果は次期の計画に活かしています。</p> <p>○計画作成時は必要に応じて、専門相談員も交えて立案しています。</p> <p>○園長や主任保育士、職員はそれぞれの立場で保護者との連携を密にしています。子どもや保護者の不安が軽減できるように、降園時には子どもの様子を具体的に、エピソードとして伝えられるよう園全体で取り組み、保護者の安心につながっています。</p>
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 212 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。 ■ 213 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 ■ 214 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。 ■ 215 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。 ■ 216 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。 	<p>○職員は、保育の実施記録を通して日々の保育を振り返り、子ども一人ひとりに合った支援の見直しをしています。</p> <p>○園では園長、主任保育士、担任が参加して、子どもや保護者に必要な支援を継続して実施するための園内研修を定期的に行い、指導計画の見直しをしています。その際には把握した保護者の意向や意見を生かしています。</p> <p>○個別計画の見直しにあたっては、子ども一人ひとりの状況に応じた適切な計画内容となるよう、専門職の意見も反映させています。</p> <p>○計画の変更等は職員会をはじめ、会議の記録簿や口頭などで全ての職員に周知しています。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
		(3) 福祉サービスの実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 217 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。 ■ 218 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。 ■ 219 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。 ■ 220 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。 ■ 221 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。 ■ 222 コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。 	<p>○子ども一人ひとりの発達状況や生活状況は、箕輪町で統一した様式で記録して、内容は全職員で把握し、理解をしています。</p> <p>○指導計画に基づく保育士の関わりや、保育のねらいに対する経過などが、保育記録、個別記録で確認することができました。</p> <p>○記録に関して、月案や週案などの書き方に統一性をもたせるため、『記録要領』が園長会や主任保育士会で作成されています。</p> <p>園では、担任同士や主任保育士、園長が確認して、主任保育士と園長は必要に応じてアドバイスを行っています。</p> <p>○職員間の情報共有は、職員会議や朝礼等を通じて、職員全員が共有しています。そのほか、会議議事録、グループSNSなども用いて行っています。</p>
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 223 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 ■ 224 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 ■ 225 記録管理の責任者が設置されている。 ■ 226 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 ■ 227 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 ■ 228 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。 	<p>○子どもの個人情報の記録管理は、園長が責任者です。園長は町の規程に沿って管理し、園長の責任において保存や廃棄をしています。</p> <p>○個人情報に関して職員が守るべき姿勢を明記しています。園内研修や外部研修への参加などを通して守秘義務の徹底を図っています。</p> <p>○保護者に対しては、保護者総会や園だより、家庭訪問などで、個人情報の取扱いに関する町や園の姿勢を明確にしています。</p> <p>○個人情報に関するファイルは鍵のかかる棚に保管し、パソコン内のデータはパスワードで管理されています。個人情報は外部に持ち出されることがないように、職員に周知徹底したうえで、持出を防ぐための対策もされています。</p>